

ファッションモデルの移籍と著作権侵害の損害賠償等請求事件：東京地裁平成25(ワ)10797・平成27年2月6日（民40部）判決〈一部認容〉

### 【キーワード】

ファッションモデルと契約書、モデルの移籍と不法行為、モデル写真の著作権者（カメラマン）

### 【主 文】

- 1 被告Y1，被告Y2及び被告Y3は，原告に対し，連帯して157万2304円及びこれに対する平成25年5月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告Y1，被告Y2及び被告Y3に対するその余の請求並びに被告会社に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は，原告と被告Y1，被告Y2及び被告Y3との間においては，原告に生じた費用の5分の1を同被告らの連帯負担とし，その余は原告の負担とし，原告と被告会社との間においては，全部原告の負担とする。
- 4 この判決は，第1項に限り，仮に執行することができる。

### 【事案の概要】

1 前提事実（証拠を掲げていない事実は当事者間に争いが無い。以下，証拠番号の枝番の記載を省略することがある。）

#### (1) 当事者

ア 原告（株式会社商業美術）は，ファッションモデル（以下「モデル」という。）の事業部門である「SUPERBALL事業部」（以下「原告モデル事業部」という。）のほか，レストラン業等を営む株式会社である。

原告モデル事業部は，一般のモデル事務所と同様に，主に女性をモデルとして所属させて，依頼主が企画・制作する雑誌等の撮影やCM出演等の芸能業務に出演させ，その対価に依頼主から業務受託料を受領していた。そして，その業務受託料からその一定割合をモデルの報酬としていた。〔弁論の全趣旨〕

なお，原告は，株式会社スタンダードワークス（以下「SW社」という。）及び株式会社商業藝術（以下「SG社」という。）が共同出資して設立した株式会社である。SW社は，A（以下「A」という。）が代表取締役を，B（以下「B」という。）が取締役を務めており，イベントの企画・運営・管理及びコンサルタント等を主たる事業として営んでいる。SG社は，C（以下「C」という。）が代表取締役を，原告代表者代表取締役であるD（以下「D」という。）が取締役を務めており，カフェ等の飲食店経営等を主たる事業として営んでいる。そして，原告は，原告モデル事業部と，SW社が運営に関与しているカフェunice（以下「unice」という。）とSG社が

運営に関与しているカフェ代官山Chano-ma（以下「Chano-ma」という。）の各経営を主要事業としている。〔乙31, 32〕

イ 原告モデル事業部には、平成25年1月頃まで、事業部長の被告Y1と、被告Y2及び被告Y3（以下被告Y1及び被告Y2と併せて「被告Y1ら」という。）の3名が原告の従業員から配属されていた。

被告Y1は、原告モデル事業部営を担当し、被告Y2及び被告Y3は、モデルらのマネージャーを務めていた。原告モデル事業部では、創業以来、被告Y1ら以外に他の従業員が配属されたことはない。

平成25年2月時点において、13名のモデルが原告と業務委託契約（以下「本件契約」という。）を締結して原告モデル事業部に所属しており、専属モデルとして芸能業務に従事していた。

ウ 被告会社（株式会社ニュートラルマネジメント）は、平成25年2月18日に設立され、主に、芸能タレント、モデル、文化人等の育成及びマネジメントの事業を営んでいる。〔乙1〕

## **(2) 被告Y1らの退職と被告会社の設立及び原告モデル事業部に所属するモデルらの移籍等**

ア 被告Y1らは、平成25年1月24日から同月26日まで、当時所属していたモデル13名のうち12名に対し、一人一人と個別面談をした（以下「本件面談」という。）。〔乙104ないし106, 108, 〕

イ 被告Y1らは、平成25年1月31日、原告を退職した。

ウ 平成25年2月15日、モデル事務所「neutral」（以下「被告モデル事務所」という。）が原告から独立して開業した旨公表され、同月18日、同事務所を運営する被告会社が設立された。設立時点では、被告Y2が代表取締役役に就任したが、平成26年1月1日、同被告が退任して被告Y1が代表取締役役に就任した。〔甲10, 乙2, 104〕

エ モデル13名のうち11名が、平成25年2月15日に被告モデル事務所に移籍した。併せて、同モデルらは、同月17日、代理人に選任したM弁護士を通じて、原告に対し、同月14日をもって本件契約を解除した、遅くとも本通知をもって本件契約を解除すると通知した。

その後、上記11名のうち2名のモデルが被告モデル事務所から退所した。〔乙3, 104〕

オ 原告は、別紙写真目録に記載された上記エで移籍したモデルらの写真（以下「本件各写真」という。）を原告モデル事業部のウェブサイト

（<http://super-ball.jp/>。甲11。以下「原告サイト」という。）上に掲載していたが、被告会社は、本件各写真を自社のウェブサイト

（<http://neutral-tokyo.com>。以下「被告サイト」という。）上に掲載した。〔甲12〕

2 本件は、原告が、(1)原告の従業員であって原告モデル事業部に配属されていた被告Y1らが、原告を退職し新たにモデル事務所を運営する被告会社を

設立して、原告モデル事業部に所属するモデルらを違法な方法で引き抜いたと主張して、被告Y 1らに対し、民法709条に基づき損害賠償金881万1868円及びこれに対する訴状送達の日の翌日ないし不法行為をした日の後の日である平成25年5月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、(2)被告会社が本件各写真を被告サイト上に掲載した行為は、原告が有する本件各写真に係る著作権を侵害するものであると主張して、被告会社に対し、著作権法112条1項、2項に基づき、本件各写真の被告サイト上での自動公衆送信又は自動公衆送信化の差止めと、本件各写真に係るデータの廃棄を求めた事案である。

### 3 本件の争点

#### (1) 被告Y 1らに対する請求について

ア モデルの移籍について不法行為の成否

イ 損害発生の有無及びその額

#### (2) 被告会社に対する請求について

原告の著作権侵害の成否

### 【判 断】

#### 1 争点(1)ア(モデルの移籍について不法行為の成否)について

(1) 前記第2, 1の前提事実並びに証拠(甲2, 6, 10, 13, 27ないし33, 乙1ないし3, 5ないし29, 52ないし55, 104ないし106, 108ないし110, 原告代表者, 被告Y 1, 被告Y 2, 被告Y 3)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められ、同認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

ア 原告モデル事業部の体制等

被告Y 1は、大手モデル事務所に所属するモデル兼俳優であったが平成20年5月頃に引退し、BとCから事業への関与を誘われて、同年12月頃から、自身のマネージャーであった被告Y 2とモデル事務所を立ち上げ、知人の紹介やスカウト活動で4人のモデルを集め、自宅で事務所を兼用して経費を自己負担して、モデル事務所の経営を行っていたが、平成21年3月4日に原告が設立されてからは、同モデル事務所は原告モデル事業部として運営されていた。

原告モデル事業部において、被告Y 1は、事業部長として、モデルのスカウト及び選定、モデルへの演技・ポージング・ウォーキングといったレッスン指導、取引先への営業、ウェブや宣材資料等のインフラ制作等、同事業部の運営全般を担当し、被告Y 2と平成23年7月に原告に入社した被告Y 3は、依頼主からの受注、モデルのスケジュール管理・調整等、マネージャー業務及びデスクワークを担当していた。原告では、被告Y 1らのほかに、原告モデル事業部に配置された経験やモデル事業に携わった経験のある者はいなかった。

原告モデル事業部の運営は、モデルとの契約締結、契約解除も含めて全てが被告Y1の一存とされており、所属するモデルらは被告Y1が原告モデル事業部の代表者であると認識していた。

原告モデル事業部に所属したモデルは、その大半が、被告Y1の友人であるとか被告Y1がモデル業をしていた時の知人であるとかいった縁で入所したモデルや、被告Y1が依頼主から紹介されて入所したモデルであった。

また、原告モデル事業部の取引先は、そのほとんどが、被告Y1がモデル業をしていた時の知人や、依頼主による紹介で獲得した取引先であった。

〔甲29ないし33，乙55，104ないし106，108ないし110〕

#### イ 本件契約における契約期間等

原告モデル事業部では、モデルが所属するに際してガイダンスで業務内容を「SUPERBALL MODEL GUIDANCE 2011」という資料（甲2）を用いて、モデルとして注意すべき点や心構えを説明していたところ、当該資料には、「契約／仮契約および退所／休業について」との項に、「やむを得ない事情で退所／休業する場合は、その3か月前までに必ず申告して下さい。」との記載があり（6頁）、被告Y1が当該記載内容につき、当該記載部分を参照しつつ、モデルに説明していた。なお、同資料は、被告Y1が自分自身のモデルや俳優の経験から、モデルの芸能業務の円滑な実施に求められる留意点等をまとめて、入所時にモデルに説明・交付する資料として作成したものであり、上記の3か月の期間については、依頼主から3か月先の仕事のオファーを受注することがあることを踏まえて、モデルが急に退所する場合に依頼主への説明や仕事の調整等の必要があるため、できる限り急な退所を避けることが望ましいことを念頭に置いたものであった。

また、原告モデル事業部では、所属年数が長く経験豊富な一部のモデルとは、「専属契約書」（乙1）を交わしており、平成25年2月時点において、所属モデル13名のうち6名のモデルが「専属契約書」を交わしていた。その「専属契約書」の「第2条（契約期間）」には、「②甲または、乙が前項の期間満了の3ヶ月までに契約を更新しない旨の書面による通知をしない限り、本契約は自動的に期間満了の翌日から1年間更新され、その後の取り扱いについても同様とする。」との定めがあった。

原告モデル事業部には、開業した平成20年12月からモデルが被告モデル事務所に移籍した平成25年2月14日までの期間において、延べ26名のモデルが所属しており、その半数のモデルが他のモデル事務所への移籍ないし廃業を理由に退所したが、在籍期間はおおむね1か月から2年半ほどで、いずれのモデルも3か月前に予告することなく本件契約を解除して退所した。なお、平成24年10月から平成25年1月までの期間では、3名のモデルが在籍期間1週間ないし2週間ほどで原告モデル事業部を退所した。

ところで、モデルが出演する雑誌の写真撮影やCMの撮影等は、原告モデル事業部が依頼主から直接受注するものもあれば、当該モデルがオーディシ

ョンで選出されて受注するものもあり、案件ごとに依頼主が当該芸能業務に求める容姿や振る舞い等は異なり、その希望に合うモデルが当該芸能業務に従事していて、原告モデル事業部の中でもモデルによって出演する雑誌の写真撮影やCMの内容、出演数は様々であった。

〔甲2, 7, 13, 16, 29ないし31, 乙1, 4, 6, 9ないし27, 104ないし106, 108〕

#### ウ 原告の経営状況等

原告は、SW社とSG社とが共同で出資して平成21年3月に設立した株式会社であるが、SW社とSG社とで平成20年に共同で企画、実施したディスコイベント「UP!ウルトラポジション」で多額の赤字を出したことから、数千万円に及ぶ費用の負担を巡って、いったんは全額を負担して回収を求めるSW社と支払に応じないSG社との間で見解が対立していた。また、原告の主要事業の一部門である飲食店事業において、SG社が運営するChano-maが開店以降赤字を計上しており、その赤字をSW社が運営するuniceや原告モデル事業部があげた収益で補填しても、原告全体において赤字を計上する事態に陥っていたことから、SW社のSG社への不満や、Chano-maの経営方針を巡る両社間の意見対立等から、SW社とSG社の間に確執が生じていた。原告は、平成23年10月頃には、月々の対外的な支払が滞りかねない状況となり、その頃、SW社から原告の資金繰りを解消するためにSG社と両社で原告に資金注入をする提案がされたが、資金注入に乗り気でないSG社から対案として、Chano-maの固定資産を買い取り、原告から同店の使用許諾を得ることとしたいとする提案がされ、これに対してSW社が一方的な資産の引き上げであり容認できないとして上記SG社の提案を拒否するといったやりとりが交わされるなど、原告の経営方針を巡って両社が折り合うことがなかった。

そして、平成23年10月にBが原告の代表取締役を退任して、新たにDが代表取締役に就任したが、カフェChano-maの経営が依然として芳しくなく原告が赤字を計上し続ける状況が続いたため、SW社とSG社との間で原告への資金注入について検討され、SW社が資金注入したものの、SG社はSW社が提案する負担額に難色を示すなどして資金注入に応じなかった。SW社は、SG社に対して、上記カフェの経営改善の具体策を示してそれを実行するように要求し、さらには、原告の解散も視野に入れて今後の方針を検討する必要があると提案し、ついには、平成24年初め頃に弁護士を交渉窓口を選任して、SW社がuniceと原告モデル事業部を吸収してSG社がChano-maを吸収するとして、原告を清算すると提案した。これに対してSG社は原告の事業継続を主張し、原告の存続の是非を巡って両社が折り合う余地がない状況に陥った。また、原告の取締役会は、同年12月以降、議題に「取締役間の関係正常化」が挙げられたほか、招集手続がとられてもBとAが出席しないため開催されなかった。

SW社は、平成22年9月頃に前記ディスコイベントに係る経費負担に関してSG社と互いに費用負担相当分を原告への貸付とし、原告からの支払をもって回収するとの処理をしたが、SW社は、平成24年5月18日、原告に対し、2206万5413円の支払を求めて当庁に貸金返還請求事件の訴えを提起し（当庁平成24年（ワ）第14098号）、SG社はこれを争ったが、判決言渡しが迫った平成25年1月17日に任意の支払に応じることとし、金利も含めて全額を一括で支払った。

原告では、同日、DとSG社出身である原告の監査役が、SW社出身の原告の経理担当の制止を振り切って、原告の金庫から原告名義の預金通帳と銀行印を持ち出した。これは被告Y1らの目の前で行われた。その預金通帳と銀行印は現在もSG社側が管理している。

また、同月21日には、SG社が商標「SUPERBALL」をSW社に知らせることなく平成24年12月17日付けで商標登録出願していたことが発覚したが、この出願は被告Y1らにも知らされていなかった。

ところで、Cは、平成24年12月4日、被告Y1を代官山の喫茶店に呼び出し、同人に対し、SW社が原告を解散したいとの意向だが、SG社は会社を継続させる方針であり、原告モデル事業部はSG社が引き取って事業を続けるなどとCの意向を伝えた。被告Y1は、Cに、役員間で対立する状況で原告モデル事業部の事業を続けていくことに限界を感じており、被告Y1らが原告を退職することも考えている旨伝えたが、Cは、被告Y1に原告に留まって原告モデル事業部を運営するように説得した。さらに、被告Y1は、平成25年1月中旬頃にも、Dに「もう限界です。」「辞めたいです。」などと口頭で伝えていた。

〔甲2、13、28ないし31、乙5、7、29、57ないし76、81、104ないし106、108〕

#### エ 本件面談の内容等

被告Y1らは、遅くとも平成25年1月21日頃には、原告を退職することを決意するに至り、被告モデル事務所を新たに開設することを計画した。

そして、被告Y1らは、同月24日から同月26日までの間に、原告モデル事業部に所属するモデル13名のうち、Cの娘であるモデル1名を除く12名を、一人ずつ事務所に呼び出し、本件面談を行った。

本件面談では、被告Y1らは、被告Y1においてモデルに対し、原告に出資しているSW社とSG社との間で対立が生じていて、裁判により原告の口座が凍結されてモデルへのギャラを支払えなくなる可能性があるほか、

「SUPERBALL」がSG社に商標登録されてしまい、原告モデル事業部の存続が危ぶまれており、被告Y1らは原告を退職して新たにモデル事務所を設立するつもりでいること、今後の選択肢として、原告モデル事業部に引き続き所属するか、他のモデル事務所に移籍するか、被告Y1らが設立するモデル事務所に移籍するかなどがあり、それぞれのモデルが任意に選択できるこ

と、原告モデル事業部は被告Y 1らが辞めるとそれまでモデル事業に携わっていた者がいなくなること、さらに、本件面談の内容は他のモデルには言わないでほしいことなどを口頭で説明した。

また、被告Y 1らは、「専属契約書」を交わしたモデルには、あらかじめ同契約書を持参するように指示しており、面談の際に、モデルから移籍の意思を確認した段階で、同契約書をシュレッダーで裁断したほか、原告モデル事業部に保管していた同契約書もシュレッダーで裁断した。なお、被告Y 1らは、その後にDに、本件契約は全て被告Y 1がモデルらと口頭で締結したものであると説明したところ、Dから契約書の存在を問われ、被告ら訴訟代理人を通じて、専属契約書は存在しないと説明した。

被告モデル事務所に移籍したモデルは、同事務所への移籍を選択した理由として、原告モデル事業部での仕事が順調にいており、被告Y 1らに引き続きマネジメントをしてもらいたいと考えたとか、モデルの芸能業務を被告Y 1らに教育してもらい、引き続き被告Y 1らの下でモデルを続けたいと考えたなどと述べている。

〔甲5, 9, 29ないし31, 乙23, 104ないし106, 108ないし110〕

#### オ 本件面談後の経過等

(ア) CとDらは、被告Y 1らが本件面談をしたことを知り、平成25年1月29日、原告モデル事業部の事務所に行き、在所した被告Y 2に対し、同事務所の鍵の引渡しを求めたり、被告Y 1らが原告モデル事業部から所属するモデルを引き抜いたと主張してその経緯を追及したり、自分自身の見解を主張したりした。

被告Y 1らは、被告ら訴訟代理人に原告からの退職手続等を委任し、同弁護士を通じて、平成25年1月30日、退職届をそれぞれ原告に提出するとともに、以後の原告との連絡は同弁護士が担当する旨通知した。

同年2月15日、被告モデル事務所の開業が公表され、同月18日、同事務所を運営する被告会社が設立された。被告会社では、その設立に当たって、被告Y 2が代表取締役就任したが、その後の平成26年1月1日、同人が退任して、被告Y 1が新たに就任した。なお、被告Y 1らは、原告モデル事業部から、所属するモデルらに関する情報や、依頼主等の取引に関する情報を持ち出していた。

また、本件面談をしたモデルのうち11名が、平成25年2月15日付けで被告モデル事務所に移籍した。併せて、同モデルらは、同月17日、M弁護士を代理人として原告に通知し、同月14日をもって本件契約を解除する、又は遅くとも本通知をもって本件契約を解除するとの意思表示をした。

本件面談が行われた後、本件面談をしたモデルのうち1名が、原告モデル事業部から他のモデル事務所に移籍し、その余の本件面談をしていなかったモデル1名も、原告モデル事業部を退所したため、結局、原告モデル事業部

に所属するモデルは一人もいなくなった。

〔甲6, 10, 27, 28, 乙2, 3, 6, 8, 28, 89, 101ないし106, 108ないし110〕

(イ) ところで、モデルへの報酬支払が原告の資金繰りを理由に滞ったことはなく、被告Y1らへの給与の支払いが滞ったこともない。また、原告の資金繰りが原告モデル事業部の運営に支障を来したことを窺わせる具体的事情も見当たらない。

(ウ) 被告Y1らは、原告に退職届を提出してから平成25年2月14日まで、毎日、業務引継報告書を作成して、被告ら訴訟代理人を通じて原告にメール送信した。同報告書には、その日に依頼主から発注のあった就労案件や、その日に行われた就労案件等について、案件ごとに個別に、発注業者とその連絡先、依頼主名、媒体、依頼主から原告に支払われる報酬の金額、担当のモデルを、さらに発注案件についてはオーディションや本番の日も記載していた。

また、被告Y1らは、原告に対し、原告モデル事業部の引継担当者を指定し、被告ら訴訟代理人に連絡され次第、引継業務を行う旨申し入れていた。

これに対して原告は、引継担当者を連絡するなどの措置をとることはなかった。

〔乙4, 6, 9ないし17〕

(エ) さらに、平成25年2月15日から同月28日まで、被告Y1が、業務引継報告書を作成して、被告ら訴訟代理人を通じて原告にメール送信した。

被告Y1は、同月19日、Dから、被告ら訴訟代理人を通じて、原告モデル事業部に所属するモデルの氏名や住所、連絡先といった情報の開示を要求され、それらの情報を被告ら訴訟代理人を通じて同月22日にDに開示した。

また、被告Y1は、原告モデル事業部の業務フロー及び業務概要としてA4判1枚に業務を項目立てして列挙したものと、依頼主等について、その社名や担当者、住所、連絡先等をまとめた一覧表を作成して、同月28日に原告に対して送付した。

ほかに被告Y1らから原告モデル事業部に関して原告に提供したものはない。

〔乙18ないし27〕

(オ) 原告では、原告モデル事業部を引き継ぐ者がなく、新たに所属したモデルもおらず、原告モデル事業部の売上は平成25年4月以降分から皆無となった。

(カ) 原告は、平成25年3月27日、原告訴訟代理人において、被告モデル事務所に移籍したモデル全員に対し、当該移籍は本件契約に違反する行為であり、原告が損害賠償請求する予定であること、請求額は高額になること



が見込まれることなどを通知するとともに、本件面談の内容について回答を求めるアンケートを送付し、さらに、同年5月13日、上記モデル全員に対して損害賠償金の支払を求めて損害賠償等請求事件の訴えを当庁に提起した。

なお、原告において、被告ら訴訟代理人から上記モデルらの住所や連絡先といった情報の開示を受けても、引き止め等のために連絡をとることはなかった。

〔乙52ないし54、弁論の全趣旨〕

(キ) 被告モデル事務所に移籍したモデルのうち、1名が平成25年4月1日付けで、1名が同年8月1日付けでそれぞれ他のモデル事務所に移籍した。

〔乙104〕

## (2) 検討

ア 上記(1)で認定した事実によれば、被告Y1らが、原告に在職中、原告の役員らに対して秘密裏に、原告モデル事業部に所属する13名のモデルのうち11名という大半のモデルに本件契約を解除させ、被告Y1ら自身も、他にモデル事業のノウハウをもつ者が原告にいないことを知りつつ原告を退職して、被告モデル事務所を開設し、上記モデルらを新たに開設した被告モデル事務所に移籍させ、その結果、原告モデル事業部は事業の継続が不可能な事態に陥ったことが認められるから、被告Y1らの上記行為は、社会通念上、自由競争の範囲を逸脱した違法なモデルの引き抜き行為であるというべきであり、原告に対する不法行為を構成すると認めるのが相当である。

イ この点に関して被告Y1らは、被告モデル事務所への移籍は飽くまでモデルらの自由意思によるものであるとして、被告Y1らの行為が違法な引き抜き行為ではないと主張する。

しかし、前記(1)エで認定した本件面談の状況によれば、被告Y1らは、密かにモデルらを一人ずつ呼び出し、モデルが原告モデル事業部の代表者として認識している被告Y1において、あえて自らも、原告を退職する意向をモデルに伝えて、それまでモデル事業に携わってきた者が原告からいなくなることをモデルに認識させた上、モデルらがあずかり知らない原告の経営状況、すなわち、出資者間で原告の事業継続を巡って争われていること、一方の出資者が原告に訴訟を提起した際に、原告の資産が差し押さえられてモデルらの報酬が未払となるおそれが生じたこと、他方の出資者が原告モデル事務所の名称を独断で商標登録出願をし、原告モデル事業部が従来のように事務所名を使用できないおそれがあることなど、これを聞いたモデルらをして原告モデル事業部の存続について不安を抱かせる事情をモデルらに伝えたこと、加えて、前記(1)アで説示した被告Y1による依頼主や芸能業務の案件の獲得の経緯のように、モデルの芸能業務の案件はモデル業界のノウハウや縁故を通じてモデル事務所が獲得するものであるから、モデルらにとって

は、それまで問題なくマネジメントしてもらってモデル業を続けていたのであれば、引き続き関係を継続することを望むものと推察されるところ、被告Y 1らは自ら新たに開設する被告モデル事務所を紹介しており、その行為は、モデルにとって移籍の動機付けとなる働きかけになると認められる。

そうすると、被告Y 1らが原告モデル事業部への残留を含めた他の選択肢をモデルに提示したとはいえ、実質的には、原告モデル事業部を退職して被告モデル事務所に移籍することを強く勧めたものというべきであるから、その行為の違法性を否定することはできず、ほかに被告Y 1らの行為について違法性を肯定する認定判断を左右するような事実を認めるべき的確な証拠はない。

また、被告Y 1らは、出資者間の確執が激化して、原告モデル事業部が運営を続けていくことが不可能な状況にあったと主張する。

この点、確かに、前記認定のとおり出資者間に回復困難な確執が生じており、原告の事業方針が定まらない状況にあったことが認められるものの、前記(1)オ(イ)のとおり、モデルへの報酬支払が原告の資金繰りを理由に滞ったことはなく、被告Y 1らへの給与の支払が滞ったこともなく、他に原告モデル事業部の事業に支障を来したことを窺わせる具体的事情も認められず、かえって、被告Y 1らは、「専属契約書」を交わしたモデルらにはそれを本件面談に持参させて、移籍の意向を確認すると直ちに当該書類を廃棄し、併せて原告モデル事業部で保管する「専属契約書」も廃棄した上、原告には、専属契約書は存在しないと説明していることからすれば、上記行為は、本件契約に関する証拠の隠滅行為といわざるを得ず、それらの点を考慮すると、被告Y 1らの行為には計画性すら認められるというべきである。

さらに、被告Y 1らは、原告を退職後に原告モデル事業部の引継業務を尽くした旨主張する。

しかし、前記(1)オの経過によれば、被告Y 1らは自身が退職すれば原告にはモデル業務に通じた者が皆無となることを認識していながら、被告Y 1らが引継業務として原告に通知した内容は、せいぜい案件ごとの依頼主からの入金処理との関係で必要な情報を提供する程度のものにすぎず、ほかに業務内容をごく簡潔に示すものや依頼主に関する情報を提供した程度であつて、原告において原告モデル事業部の体制を立て直すに十分なものであったとはいえないから、原告において引継担当者を設けなかったことを考慮しても、被告Y 1らの行為の違法性を否定することはできない。

したがって、被告Y 1らの上記主張はいずれも理由がない。

ウ よって、被告Y 1らは、違法なモデルの引き抜き行為によって原告が被った損害を賠償する責任があるというべきである。

## 2 争点(1)イ(損害発生の有無及びその額)について

### (1) 逸失利益について

ア 証拠(甲7, 乙104, 108)及び弁論の全趣旨によれば、原告におい

ては、平成24年10月ないし平成25年1月までの期間中の、原告モデル事業部から被告モデル事務所に移籍した11名のモデルが担当した出演案件に係る各月ごとの売上額の合計は、下記表のa欄記載のとおりであるが、モデルごとに売上額が異なり、個々のモデルにおいても月単位で売上額に変動があること、原告モデル事業部の各月ごとの販管費（モデルの報酬や租税公課のほか、事務所の賃料、水道・光熱費、通信費、事務所スタッフに係る人件費、モデルの出演に係る出張旅費、法定福利費、消耗品費、減価償却費、システム関連費等の費用も含む。）の合計は、下記表のc欄記載のとおりであり、原告本部の各月ごとの販管費の合計は、下記表のe欄記載のとおりであること、原告モデル事業部は同事業部の販管費のほかに原告本部の販管費の3分の1を負担していたこと、上記期間中における原告モデル事業部に在籍したモデルの人数が平成24年10月末日当時で16名、同年11月末日当時から同年12月末日当時まで14名、平成25年1月末日当時で13名であったこと、上記モデル11名のうち1名が平成25年4月1日付けで、ほかに1名が同年8月1日付けで被告モデル事務所から他の事務所に移籍したことを、以上の事実が認められる。

上記認定事実をもとに原告が本件により被った損害の額を検討するに、上記期間における原告の各月の純利益の額（ただし、被告モデル事務所に移籍した11名のモデル分）は、上記売上額から消費税相当分を控除した残額（下記表のb欄記載の額）から、原告モデル事業部の販管費及び原告本部の販管費のうち3分の1の額をそれぞれ当時原告モデル事業部に所属したモデルの総数のうちに被告モデル事務所に移籍したモデルの数（11名）が占める割合に換算した額（下記表のd欄及びg欄記載の額）を控除した残額（下記表の小計欄記載の額）と認めるのが相当であり、その月平均額は、79万0169円である。

| (単位:円・税別)          | H24.10    | H24.11    | H24.12    | H25.1     |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| a 移籍したモデル11名各月売上小計 | 1,903,612 | 2,289,064 | 2,612,888 | 2,719,722 |
| b a÷1.05           | 1,812,963 | 2,180,060 | 2,488,464 | 2,590,211 |
| c SPB販管費           | 1,704,166 | 1,709,679 | 1,974,331 | 1,604,954 |
| d c×11÷各月在籍モデル数    | 1,171,614 | 1,343,319 | 1,551,260 | 1,358,038 |
| e 本部販管費            | 514,010   | 373,050   | 477,530   | 518,447   |
| f e×1/3            | 171,336   | 124,350   | 159,176   | 172,815   |
| g f×11÷各月在籍モデル数    | 117,793   | 97,703    | 125,066   | 146,228   |
| 小計(b-d-g)          | 523,556   | 739,038   | 812,138   | 1,085,945 |

イ 上記アを前提に具体的な損害額を検討するに、原告は、被告Y 1らの違法な引き抜き行為と相当因果関係のある損害は、まず、逸失利益として、少なくともモデルが原告モデル事業部に所属して活動することによって得られた3か月分の利益相当額であり、さらに、被告Y 1らが退職届を提出してから約2か月半にわたり、被告Y 1らの違法な引き抜き行為への対応に原告代表者を充てざるを得なかったために原告代表者が本来行うべき営業活動に支障を来したことによる損失の合計額である旨主張するので、この点について以下検討する。

前記1(1)イのとおり、まず、原告モデル事業部では、所属年数が長く、経験が豊富な複数のモデルと「専属契約書」を交わしており、そこには、「第2条(契約期間)」に「②甲または、乙が前項の期間満了の3ヶ月までに契約を更新しない旨の書面による通知をしない限り、本契約は自動的に期間満了の翌日から1年間更新され、その後の取り扱いについても同様とする。」と規定されていた。

また、前記1(1)イのとおり、原告モデル事業部の資料「SUPERBALL MODEL GUIDANCE 2011」(甲2)の「契約/仮契約および退所/休業について」の項には、「やむを得ない事情で退所/休業する場合は、その3か月前までに必ず申告して下さい。」との記載があり(6頁)、被告Y 1が同記載を参照しながら、モデルが原告モデル事業部に所属する際にガイダンスでモデルに説明していた。そして、被告Y 1は、自分自身のモデルや俳優の経験から、同記載をモデルの芸能業務の円滑な実施のために必要な留意点として、上記資料に明記するとともに口頭でも説明していた。

ところで、前記1(1)イのとおり、モデルが出演する雑誌の写真撮影やCMの撮影等は、原告モデル事業部が依頼主から直接受注するものもあれば、当該モデルがオーディションで選出されて受注するものもあり、案件ごとに依頼主が当該芸能業務に求める容姿や振る舞い等は異なり、その希望に合うモデルが当該芸能業務に従事していて、原告モデル事業部の中でもモデルによって出演する雑誌の写真撮影やCMの内容、出演数は様々であった。

このように、モデルに従事する芸能業務は、雑誌に掲載する記事の内容や放映するCMの内容にふさわしい容姿や振る舞い等が求められ、個々の案件ごとに依頼先の要望に応じたモデルが選出されて当該案件に従事するものであり、芸能業務はその性質上、モデルの代替が容易でないといえることができる。そこで、モデル事務所は、多様なモデルを、かつ可能な限り長く所属させることが望ましく、そのために特に依頼案件が多いとか経験が豊富といったモデルを中心に、長期間確保する体制をとっているといえることができる。

以上の見地から上記「専属契約書」及び上記資料をみると、上記「専属契約書」には自動更新条項を設け、上記資料には3か月前に予め解除の意思表示をするようにモデルに求める旨の記載があり、これらは被告Y 1が自分自身のモデルや俳優の経験から、原告モデル事業部の円滑な運営に必要と認め

て取り入れたものであるから、原告モデル事業部においても、モデルを長期間確保する体制をとっていたと認めることができるのであって、原告にとってモデルが原告モデル事業部に相応の期間継続して所属し、活動することによって得られる利益が、法的保護に値する経済的利益として認められるべきであると考えるのが相当である。

そして、モデルが移籍した場合には、モデル事務所としては、モデルの補充に努めることになるが、元の状態に業績が回復するまでに相応の期間がかかることになるところ、原告モデル事業部が上記資料において3か月前に予め解除の意思表示をするようにモデルに求めていたこと、契約を更新しない場合には満了日の3か月前には予めその旨を伝えることをモデルに求めていたこと、加えて、被告モデル事務所に移籍したモデルらの在籍期間が1名を除き3か月を超えていることに照らすと、在籍するモデルが予告なく、一斉に退社した場合に原告が被る逸失利益の額は、少なくとも純利益の月平均額の3か月分に相当する額を基準に算定すべきようにも思われる。

ウ しかし、本件においては、前記1(1)イ、オ(ア)、(キ)のとおり、被告モデル事務所に移籍したモデル11名のうち原告モデル事業部と「専属契約書」を交わしていたのは6名にすぎず、しかもうち1名は在籍1か月半ほどで被告モデル事務所から移籍したこと、平成24年10月から平成25年1月の期間において3名のモデルが1週間ないし2週間の在籍期間で原告モデル事業部を退所している事実<sub>に</sub>照らせば、原告モデル事業部の在籍期間が一様でなくごく短い場合もあり、モデル事業が人材の流動性のある業態であると認められること、加えて、前記1(1)アのとおり、原告モデル事業部のモデルや依頼主の獲得、芸能業務の実績といった収益に直結する主要な要素は、被告Y1がその実績・経験から培ったノウハウや縁故関係といった個人的資質に大きく依存しており、そこに被告Y2及び被告Y3のマネージャー業務による貢献が大きく作用しており、他方で、原告は被告Y1らなしには原告モデル事業部を運営する能力を有していなかったものと認められるから、被告Y1らによるモデルの引き抜き行為がなくとも、被告Y1らの退職そのものによって、モデルらが自らの意思で自然に次々と退職していく可能性があることは否定できないこと、以上の事実が認められ、被告Y1らがした引き抜き行為によって原告が被った逸失利益として相当因果関係のある損害を算定するに当たり、それらの事情を斟酌することが相当である。

以上の諸事情を総合考慮すると、本件において被告Y1らの引き抜き行為によって原告が被った逸失利益として相当因果関係にある損害といえるのは、純利益の月平均額の3か月分から4割を控除した残余の部分と認めるのが相当である。そうすると、その額は、1か月当たりの純利益の平均額の3か月分(237万0507円=79万0169円×3月)から4割を控除した142万2304円(端数切り捨て)と認められる。

エ この点に関して被告らは、上記逸失利益は原告が損害の発生を回避する努

力を怠った結果によるものであり、被告Y 1らの行為との間に相当因果関係がないと主張する。

しかし、先に説示したとおり、被告Y 1らは、原告にはモデル業務に通じた者が皆無となることを認識しつつあえて原告を退職して、原告モデル事業部に所属するモデルの大半を被告モデル事務所に引き抜き、被告Y 1らが業務引継報告書により原告に提供した内容は、せいぜい案件ごとの依頼主からの入金処理との関係で必要な情報を提供する程度のものにすぎず、ほかに業務内容をごく簡潔に示すものや依頼主に関する情報を提供した程度であつて、原告において原告モデル事業部の体制を立て直すに十分な引継をしたとはいえないのであり、その結果、原告モデル事業部はモデル業務の継続が不可能な状況に陥ったものであるから、原告がモデルの慰留に努めなかったとしても、被告Y 1らの行為と原告が被った上記損害との間に相当因果関係があると認めるのが相当である。

したがって、被告Y 1らの上記主張は採用することができない。

オ ほかにも、原告は、原告代表者が時間を割かなければならなかったことにより生じた損失があると主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠がないから、この点に関する原告の主張は理由がない。

## (2) 弁護士費用について

本件事案の内容や認容額等諸般の事情を総合考慮すると、被告Y 1らによる不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金は15万円と認めるのが相当である。

## 3 争点(2) (原告の著作権侵害の成否) について

原告は本件各写真の著作権を有すると主張する。

しかし、証拠(乙34, 35, 37ないし50, 被告Y 1)によれば、本件各写真は、モデルが個人的にカメラマンに撮影を依頼し、カメラマンがモデルの意見も取り入れて、撮影場所や構図、光量、立ち位置、アングル、ポーズ等を選択して撮影したものであること、カメラマンとモデルとの間で、カメラマンが著作権を保有し、モデルにはプロフィール紹介の用途に限り使用を許諾するとして合意が成立していたこと、原告モデル事業部においては、モデルが上記許諾に基づき持ち込んだ写真を原告サイトに掲載していたが、写真撮影に係る費用を負担することはなかったこと、以上の事実が認められ、同認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

上記認定事実に照らすと、原告が本件各写真の著作権を取得したと認めることはできない。

したがって、その余の点について検討するまでもなく原告の著作権侵害の主張は理由がない。

## 4 結論

以上の次第であるから、原告の被告Y 1らに対する請求は157万2304円及びこれに対する平成25年5月12日から支払済みまで年5分の割合によ

る遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから棄却することとし、また、原告の被告会社に対する請求は全部理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1. 被告Y1らは、創業以来、原告会社のモデル事業部に所属していた従業員で、被告Y1は原告モデル事業部長、Y2とY3はモデルらのマネージャーを務めていた。

ところが、Y1らは平成25年1月24日から26日までに、所属モデル13名のうち12名に対し個別面談した後、Y1らは平成25年1月31日に原告会社を退職し、同年2月25日にモデル事務所「neutral」を独立開業した旨が公表され、2月18日に被告会社が設立され、設立時点では被告Y2が代表取締役であったが、平成26年1月1日には同被告が退任し、被告Y1が代表取締役に就任した。

また、モデルは13名のうち11名が、平成25年2月15日に被告モデル事務所に移籍した。併せて、同モデルらは2月17日に、原告に対し2月14日をもって本件契約を解除し、遅くとも本通知をもって本件契約を解除すると通知した。その後、上記11名のうち2名のモデルは被告モデル事務所を退所した。

原告は、原告モデル事業部のウェブサイトでモデル全員の写真を掲載していたが、被告会社は自社サイトに移籍したモデルの各写真を掲載した。

そこで、原告は、所属モデルらを引き抜いたとして、(1)民法709条に基づく不法行為による損害賠償請求と、(2)被告サイトで掲載したモデルの各写真は原告が有する著作権を侵害するものとして著作権法112条1項・2項に基づき、本件各写真の被告サイト上での自動公衆送信又は自動公衆送信化の差止めと写真データの廃棄を求めたのである。

2. この事件の争点1は、被告らの退職による被告会社の設立と原告会社に所属するモデルらの移籍についての不法行為に対してである。

(1) 原告会社のモデル事業部に所属していた被告3人は、同会社退職と同時にモデル事業会社を設立しただけでなく、原告会社の同事業部に所属していた13名のモデルのうち11名を引き抜き、被告らの新会社に移籍させたという不法行為に対し、裁判所は、被告らの行為は計画性があると認め、被告らの行為の違法性を否定することはできないから、違法なモデルの引き抜き行為によって原告が被った損害を賠償する責任がある、と判示したのである。

また、原告においては、モデルが原告会社に所属して活動することによって得られる利益が、法的保護に価する経済的利益として認められるべきである、と認定した。

(2) また、裁判所は、被告らの引き抜き行為によって原告が被った逸失利益として相当因果関係のある損害額は、純利益の月平均額の3か月分から4割を排

除した残余部分と認めるのが相当であるとし、142万2304円と認定したのである。しかし、必要経費がなぜ4割であるのかの理由の説明はない。

(3) なお、弁護士費用として裁判所は、被告らによる不法行為と相当因果関係のある費用相当損害金は15万円と認定したが、その根拠は特に説明されていない。

3. 争点2は、原告が主張するモデルらの写真の著作権に対する著作権侵害の成否についてである。

これについて裁判所は、本件各写真はモデルが個人的にカメラマンに撮影を依頼していろいろと撮影したものであるから、カメラマンが著作権を有し、モデルらにはプロフィール紹介の用途に限り使用を許諾することに合意が成立していたのだから、原告が本件各写真の著作権を取得したと認めることはできない、と認定したのである。

写真の著作物については、まずカメラマンが著作権者であることは当然であるが、それが依頼によって撮影された場合には、依頼主が写真撮影代を支払っていない以上、著作権を譲渡したことにならないのが普通であるから、写真の著作権の帰属については、当事者間の契約書の締結が必要となる場合が多いだろう。本事件の場合にあっても、その問題が検討されたのであろう。

[牛木 理一]